

計量証明事業 登録関係手続き書類一覧表・手数料表

2022(R4).4.1～

事項 提出書類	事業を行うおとすとき A	登録申請書記載事項に変更があったとき B								登録証の再交付を受けるとき C	登録簿謄本交付(閲覧)請求するとき D	事業を廃止したとき E	事業規定に変更があったとき F			
		氏名・名称	法人の代表者の氏名	住所 ◎法人は本社地	事業所の所在地	住居表示(住所等変更)	使用特定計量器	計量士又は主任計量者	事業の承継							
									譲渡					相続	合併	分割
1 事業登録申請書(様式第60)	A	○														
2 記載事項変更届(様式第61)	B		○	○	○	○	○	○	○	○						
3 事業譲渡証明書(様式第56)								○								
4 事業承継同意証明書(様式第57)									○							
5 又は相続証明書(様式第58)																
6 事業承継証明書(様式第58の2)										○						
7 登録証再交付申請書(様式第62)	C										○					
8 登録簿謄本交付(閲覧)請求書(様式第63)	D											○				
9 事業廃止届(様式第59)	E												○			
10 事業規程届出書(様式第61の2)	○※															
11 事業規程変更届出書(様式第61の3)	F												○			
12 誓約書		○	○	○					○	○	○	○				
13 事業所付近の見取図		○			○				○							
14 事業所内の平面図(配置図)		○			○				○							
15 登記簿謄本又は登記事項証明書(個人は住民票)		○	○	○	○				○	○	○	○				
16 戸籍謄本										○						
17 住居表示変更証明書						○										
18 計量設備の検定等成績書又は検定済証等の写し		○					○									
19 計量士登録証又は主任計量者試験合格通知(証)の写し		○						○								
20 計量証明事業登録証			○	○	○	○			○	○	○	○	○			
21 事業規程	○※												○			
22 手数料(県収入証紙を貼付)	①	②		②	②				②	②	②	②	②			
												③ (④)				

※ 事業規程届出書は事業登録終了後に提出すること。(様式第61の2)

- ・ 提出書類は正1通。登記簿謄本・住民票等も正1通(コピー不可)とする。
- ・ 手数料は、兵庫県収入証紙を申請書又は届出書に貼付する(割印をしないこと)
- ・ 市町合併、区画整備等で住所が変更となった場合、住居表示変更証明書等において変更可能(手数料不要)

[計量証明登録関係手数料]兵庫県条例第12号

手数料名	手数料額	様式
①計量証明事業登録申請手数料	① 1件につき 53,800円	第60(表のA)
②計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	② 1件につき 1,750円	第62(表のC)
③計量証明事業登録簿の謄本交付手数料	1枚につき 760円	第63(表のD)
④計量証明事業登録簿閲覧手数料	1回につき 370円	

(注) 条例の改正により、手数料額が変更されることがあります。

兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 計量班 (～2022.3は工業振興課)

〒650-8567

(県庁個別番号)

※この郵便番号を使用すると住所の記載は不要です

神戸市中央区下山手通5丁目10-1 (1号館8階)

TEL:078-341-7711(内線3621)

078-362-3347(直通)

FAX:078-362-3801 アドレス chiikisangyorichi@pref.hyogo.lg.jp